

医療対話推進者養成セミナー 導入編・基礎編 Q&A

本セミナーについて、事務局に日頃問い合わせいただく内容をまとめました。
ご参照ください。

1. 患者サポート体制充実加算について

Q1：患者サポート体制充実加算の申請要件となるセミナーはどれですか。

◎回答：

医療対話推進者養成セミナー 導入編・基礎編です。

導入編および基礎編の両方を受講することが必要となります。また、当機構の導入編・基礎編を受講された方へ、認定証をお渡しします。

導入編のみでは要件を満たしませんのでご注意ください。

Q2：当院では患者サポート体制充実加算の申請を予定しております。過去に他団体開催の医療コンフリクト・マネジメントセミナー基礎編を受講しましたが、導入編の受講はできますか。

◎回答：

受講は可能です。

ただし、他団体開催の基礎編受講者および導入編のみの受講者へは導入編の受講証明書のみ発行いたします。

それにより加算申請の要件を満たすかは当機構ではわかりかねますので、各都道府県担当部局へご確認の上、お申し込みください。

2. お申し込み前まで

Q1：医療機関に勤務していませんが、セミナーを受講することは可能でしょうか。

◎回答：

受講はできません。

本セミナーは医療機関（病院、診療所 など）における、患者・家族と医療者のより良い対話関係の構築を目指すものであり、医療機関に所属されていない方にはわかりにくい内容となっております。申し訳ございません。

なお、医療機関にご所属されている方でしたら、職種や経験年数等は問いませんので、奮ってご参加ください。

Q2：導入編のみ、基礎編のみの受講はできますか。

◎回答：

導入編のみの受講はできますが、基礎編のみの受講はできません。

本セミナーは導入編と基礎編を合わせて一つのプログラムとなっております。

更新日：2017年3月15日

そのため、導入編のみの受講は可能ですが、基礎編のみの受講はお断りしております。

なお、導入編のみ受講した方も、受講より1年以内に基礎編を受講いただければ、認定証を発行いたしますので「セミナーの概要を知りたい」という方には導入編をお勧めします。

Q3：導入編・基礎編のセットで申し込みを検討しておりますが、5月の導入編の受講はできますが、6～8月の基礎編の受講ができません。それぞれ別々に受講することは可能ですか。

◎回答：

原則として用意いたしました日程での受講をお願いしておりますが、どうしても調整が難しい場合は一度事務局までご連絡ください。

Q4：平成28年5月（または平成28年9月）に導入編を受講しました。基礎編のみ受講する場合はどのように申し込みをすればよいですか。

◎回答：

平成28年度の導入編を受講した方のみ、例外的に基礎編のみの受講が可能です。当機構ホームページの「イベント情報」より、受講を希望する基礎編がセットになっている日程よりお申し込みください（その際、受講日の申告が必要です）。

例：6月9～10日の基礎編を受講したい場合は

『導入編【日程1】・基礎編【A日程】セット』よりお申し込みください。

後日、所属の医療機関の認定状況等を確認のうえ、導入編の受講料を引いた差額をご請求いたします。

Q5：受講を希望する日程が満席になっています。キャンセル待ちはできますか。

◎回答：

キャンセル待ちが可能です。

キャンセル待ち専用のページがございますので、そちらより必要事項をご入力ください。希望の日程に空きが発生いたしましたら、順次ご案内いたします。

3. 申し込み～セミナー当日

Q1：参考書『医療メディエーション-コンフリクト・マネジメントへのナラティブ・アプローチ』の購入は必須ですか。

◎回答：

ご一読いただくことをお勧めしています。

ご一読の上、セミナーにご参加いただきますと、よりセミナーの内容が理解し

やすくなりますが、必須ではございません。

当日は書籍を読んでいなくてもわかるようなプログラムとなっておりますのでご安心ください。なお、セミナー当日の書籍販売等はしておりません。

Q2：申し込んだ基礎編の日程に参加できなくなりました。他の日程に変更することはできますか。

◎回答：

原則、変更できません。

本セミナーは少人数制のため、申し込み開始後、早い段階で満席になることが予想されます。その場合、日程変更はできません。一度事務局までご連絡ください。

なお、受講者都合によるキャンセルの場合、返金対応等は行っておりませんので予めご了承ください。

Q3：申込後に受講者を変更することはできますか。

◎回答：

変更は可能です。

導入編開催の2週間前までに kenshu@jcahc.or.jp まで、以下の内容を記載の上、お送りください。機構からの返信をもって変更完了となります。

1. お申し込み日程
2. 所属部署・職位（例：看護部・部長）
3. 職種（例：看護師）
4. 氏名（例：機構 太郎）
5. 氏名フリガナ（例：キコウ タロウ）

Q4：入金後、所属の医療機関が「その他の病院・診療所」から「認定病院」（または「認定病院」から「その他の病院」）へ変更になりました。差額の返金（または追加の請求）はありますか。

◎回答：

返金（または追加の請求）は行いません。

本セミナーの請求金額はお申し込み時のご所属先の状況で決定します。そのため、申し込みからセミナー当日までの間にご所属先が変更になっても請求の金額は変わりません。

4. セミナー（基礎編）終了後

Q1：基礎編を修了し、認定証が発行されましたが、認定期間はいつまででしょうか。

◎回答：

認定については、認定証を発行したときから、3年後の年度末(3月31日)を有効期間としています。

例 1) 2016年6月に基礎編を修了した場合、有効期間は2020年3月31日まで

例 2) 2017年1月に基礎編を修了した場合、有効期間は2020年3月31日まで

なお、2015年10月1日より「医療対話推進者 認定更新制度」を開始しております。詳細は教育研修事業部 教育研修課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

公益財団法人 日本医療機能評価機構

教育研修事業部 教育研修課

Tel : 03-5217-2326 fax : 03-5217-2331

E-mail:kenshu@jcqhc.or.jp